

令和6年度 直江津中等教育学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として外部機関等と連携しながら実施する。
- (2) 学習習慣を整えた上で、余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

軟式野球・サッカー・テニス(男女)・バスケットボール(男女)・バレーボール(女)
バドミントン(男女)・卓球(男女)・剣道(男女)・吹奏楽・美術・茶道・国際

(2) 活動時間及び日数について

- ① 活動時間 学期中 平日2時間程度 週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く)
長期休業中 平日・週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く)
前期課程は、週休日や祝日等の休日には原則活動を行わない。
ただし、年間15日以内の休日等の活動を校長の判断で認める。
- ② 休養日 前期課程 週3日以上(平日1日以上、週休日)を設ける。週休日や祝日等の休日には、原則部活動を行わない。ただし、各競技の連盟や協会主催の大会参加や、練習試合等のために年間15日以内の範囲で休日の活動を校長の判断で認める。
合同チームを編成していて、平日の合同活動が地理的・時間的に難しく、休日の活動を増やす必要があると校長が判断した場合は、原則よりも多い休日の活動を認める場合がある。その際は、平日の活動を減らすなどの配慮をする。
後期課程 週2日以上(平日1日以上、週休日等1日以上)を設けることを原則とする。大会等に向けた集中活動期間等が必要となる場合は、実態等を踏まえて、年間で100日以上(週休日等)を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てることとする。(別紙「年間活動計画」による。)
- ③ その他
 - ・ 定期考査1週間前(土日含む)は部活動を行わない。ただし、大会直前等の特別な事情がある際は、校長の許可が得られた場合において、必要最小限の練習日、練習時間で、生徒及び保護者の応諾の下で活動することがある。
 - ・ 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
 - ・ 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 県中体連、高体連、高野連、高文連が主催、共催、後援の大会とする。
- ② その他の大会については、生徒の健康面・学習面、保護者の経済的負担等に十分配慮した活動計画により、生徒と保護者の同意の下、校長が許可した場合のみ参加を認める。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

(3) 適切な会計処理について

部活動に係る諸経費については、適正に管理執行し、年度ごとの会計報告を必ず行う。